議案第４６号

令和８年度さぬき市一般会計補正予算（第５号）について

令和８年度さぬき市一般会計補正予算（第５号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和８年度さぬき市一般会計補正予算
（　第　５　号　）

第１表　　歳入歳出予算補正

第２表　　地　方　債　補　正

香川県さぬき市

令和８年度さぬき市一般会計補正予算（第５号）

令和８年度さぬき市一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２８６，８００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１，５５６，８００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（ 歳　　入 ）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
55. 国庫支出金		3,554,946	32,160	3,587,106
	10. 国庫補助金	1,171,956	32,160	1,204,116
60. 県支出金		2,002,041	1,353	2,003,394
	5. 県負担金	1,047,804	477	1,048,281
	10. 県補助金	813,956	876	814,832
65. 財産収入		127,429	5,000	132,429
	10. 財産売払収入	3,370	5,000	8,370
75. 繰入金		3,838,037	14,769	3,852,806
	10. 基金繰入金	3,822,614	14,769	3,837,383
80. 繰越金		30,000	228,298	258,298
	5. 繰越金	30,000	228,298	258,298
85. 諸収入		366,601	△24,580	342,021
	25. 雑入	267,621	△24,580	243,041
90. 市債		4,626,000	29,800	4,655,800
	5. 市債	4,626,000	29,800	4,655,800
歳入合計		31,270,000	286,800	31,556,800

（ 歳　　出 ）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 議会費		223,462	2,808	226,270
	5. 議会費	223,462	2,808	226,270
10. 総務費		3,458,016	△68,067	3,389,949
	5. 総務管理費	2,887,786	△71,142	2,816,644
	10. 徴税費	320,278	△565	319,713
	15. 戸籍住民基本台帳費	147,358	△2,780	144,578
	30. 監査委員費	21,751	6,420	28,171
15. 民生費		8,919,478	5,356	8,924,834
	5. 社会福祉費	4,627,938	11,755	4,639,693
	10. 児童福祉費	3,778,426	△6,399	3,772,027
20. 衛生費		2,609,113	18,222	2,627,335
	5. 保健衛生費	1,093,642	18,222	1,111,864
30. 農林水産業費		689,894	1,717	691,611
	5. 農業費	599,012	726	599,738
	15. 水産業費	35,491	991	36,482
35. 商工費		937,006	△3,359	933,647
	5. 商工費	937,006	△3,359	933,647
40. 土木費		3,150,385	17,066	3,167,451
	5. 土木管理費	216,032	△2,470	213,562
	10. 道路橋梁費	1,068,547	12,651	1,081,198
	20. 港湾費	50,614	1,501	52,115
	25. 都市計画費	1,535,552	5,384	1,540,936
50. 教育費		6,319,519	48,058	6,367,577
	5. 教育総務費	891,100	23,829	914,929
	10. 小学校費	1,407,105	3,342	1,410,447
	15. 中学校費	120,925	500	121,425

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	20. 幼稚園費	379,768	△1,243	378,525
	30. 社会教育費	499,464	10,262	509,726
	35. 保健体育費	3,021,157	11,368	3,032,525
55. 災害復旧費		67,366	2,999	70,365
	5. 農林水産業施設災害復旧費	19,637	2,999	22,636
65. 諸支出金		738,142	262,000	1,000,142
	5. 基金費	738,142	262,000	1,000,142
歳出合計		31,270,000	286,800	31,556,800

第 2 表　地 方 債 補 正

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
地域保健施設整備事業	－	普通貸借又は証券発行	４．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	20,600	普通貸借又は証券発行	４．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路橋梁整備事業	598,800				603,400			
教育施設整備事業	20,800				25,400			
合　計	4,626,000				4,655,800			

一般会計補正予算（第５号）に関する説明書

１．歳入歳出補正予算事項別明細書

２．給与費明細書

３．地方債現在高に関する調

１．歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１．総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
55. 国　庫　支　出　金	3,554,946	32,160	3,587,106
60. 県　支　出　金	2,002,041	1,353	2,003,394
65. 財　産　収　入	127,429	5,000	132,429
75. 繰　入　金	3,838,037	14,769	3,852,806
80. 繰　越　金	30,000	228,298	258,298
85. 諸　収　入	366,601	△24,580	342,021
90. 市　債	4,626,000	29,800	4,655,800
歳　入　合　計	31,270,000	286,800	31,556,800

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5. 議会費	223,462	2,808	226,270				2,808
10. 総務費	3,458,016	△68,067	3,389,949	6,776		△34,500	△40,343
15. 民生費	8,919,478	5,356	8,924,834	12,213			△6,857
20. 衛生費	2,609,113	18,222	2,627,335	7,595	20,600	2,400	△12,373
30. 農林水産業費	689,894	1,717	691,611				1,717
35. 商工費	937,006	△3,359	933,647				△3,359
40. 土木費	3,150,385	17,066	3,167,451	6,929	4,600	1,269	4,268
50. 教育費	6,319,519	48,058	6,367,577		4,600	11,100	32,358
55. 災害復旧費	67,366	2,999	70,365				2,999
65. 諸支出金	738,142	262,000	1,000,142				262,000
歳出合計	31,270,000	286,800	31,556,800	33,513	29,800	△19,731	243,218

２．歳　入

（款）55. 国庫支出金　　（項）10. 国庫補助金　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
5. 総務費国庫補助金	232,934	24,255	257,189	5. 総務管理費補助金	24,255	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	24,255
10. 民生費国庫補助金	286,254	976	287,230	5. 社会福祉費補助金	976	地域生活支援事業費補助金	976
30. 土木費国庫補助金	295,631	6,929	302,560	5. 道路橋りょう費補助金	6,929	道路交通安全施設等整備事業補助金	6,929
計	1,171,956	32,160	1,204,116				

（款）60. 県支出金　　（項）5. 県負担金

5. 民生費県負担金	898,533	477	899,010	5. 社会福祉費負担金	477	民生委員協議会負担金	40
						民生委員費用弁償負担金	437
計	1,047,804	477	1,048,281				

（款）60. 県支出金　　（項）10. 県補助金

5. 総務費県補助金	44,928	876	45,804	5. 総務管理費補助金	876	「香川県民の日」事業補助金	876
計	813,956	876	814,832				

（款）65. 財産収入　　（項）10. 財産売払収入

15. 出資金返還収入	－	5,000	5,000	5. 出資金返還収入	5,000	出資金返還収入	5,000
計	3,370	5,000	8,370				

（款）75. 繰入金　　（項）10. 基金繰入金

40. まちづくり基金繰入金	488,713	2,369	491,082	5. まちづくり基金繰入金	2,369	まちづくり基金繰入金	2,369

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
80. エネルギー・環境対策基金繰入金	106,677	2,400	109,077	5. エネルギー・環境対策基金繰入金	2,400	エネルギー・環境対策基金繰入金	2,400
97. 企業版ふるさと納税基金繰入金	-	10,000	10,000	5. 企業版ふるさと納税基金繰入金	10,000	企業版ふるさと納税基金繰入金	10,000
計	3,822,614	14,769	3,837,383				

（款）80. 繰越金　　（項） 5. 繰越金

5. 繰越金	30,000	228,298	258,298	5. 前年度繰越金	228,298	前年度繰越金	228,298
計	30,000	228,298	258,298				

（款）85. 諸収入　　（項）25. 雑入

5. 雑入	267,621	△ 24,580	243,041	30. 雑入	△ 24,580	香川県広域水道企業団職員給与等負担金	△ 34,500
						出資団体等残余財産	9,920
計	267,621	△ 24,580	243,041				

（款）90. 市債　　（項） 5. 市債

13. 衛生債	44,400	20,600	65,000	10. 地域保健施設整備債	20,600	保健センター整備事業債	20,600
20. 土木債	756,700	4,600	761,300	5. 道路橋梁整備債	4,600	道路橋梁新設改良整備事業債	4,600
						国庫補助道路改良事業債	4,600
30. 教育債	2,870,200	4,600	2,874,800	3. 教育施設整備債	4,600	教育施設整備事業債	4,600
計	4,626,000	29,800	4,655,800				

3．歳　出

（款）　5. 議会費　　（項）　5. 議会費　　（単位　：　千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	市債	その他					
5. 議会費	223,462	2,808	226,270				2,808	2. 給料	1,500	一般職	1,500
								3. 職員手当等	700	期末勤勉手当	700
								4. 共済費	608	職員共済組合負担金	600
										職員共済組合事務費	8
計	223,462	2,808	226,270				2,808				

（款）10. 総務費　　（項）　5. 総務管理費

5. 一般管理費	1,273,168	△77,921	1,195,247			△34,500	△43,421	1. 報酬	3,738	会計年度任用職員報酬（パートタイム）	3,738
						雑入				秘書	3,738
						△34,500		2. 給料	△49,800	一般職	△49,800
								3. 職員手当等	△18,874	扶養手当	1,400
										通勤手当	△900
										期末勤勉手当	△16,374
										児童手当	1,600
										退職手当負担金	△4,700
										地域手当	100
								4. 共済費	△13,017	職員共済組合負担金	△10,078
										職員共済組合事務費	89
										共済組合追加費用	△3,500
										社会保険料	472
								8. 旅費	32	通勤費用弁償（パートタイム）	32
30. 企画費	120,849	876	121,725	876				10. 需用費	76	消耗品費	10
				県補						印刷製本費	66
				876				18. 負担金、補助及び交付金	800	補助金	800
										観光イベント事業等助成金	800

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	市債	その他					
65. 地方振興費	169,258	5,900	175,158	5,900 国補 5,900				18. 負担金、補助及び交付金	5,900	補助金 公共交通運行継続特別支援金	5,900 5,900
70. コミュニティ放送管理費	94,961	3	94,964				3	4. 共済費	3	職員共済組合事務費	3
計	2,887,786	△71,142	2,816,644	6,776		△34,500	△43,418				

（款）10. 総務費　　（項）10. 徴税費

5. 税務総務費	171,600	△565	171,035				△565	2. 給料	△500	一般職	△500
								3. 職員手当等	△400	扶養手当	100
										通勤手当	200
										期末勤勉手当	△700
								4. 共済費	335	職員共済組合負担金	300
										職員共済組合事務費	35
計	320,278	△565	319,713				△565				

（款）10. 総務費　　（項）15. 戸籍住民基本台帳費

5. 戸籍住民基本台帳費	147,358	△2,780	144,578				△2,780	2. 給料	△800	一般職	△800
								3. 職員手当等	△1,200	扶養手当	△300
										住居手当	△250
										通勤手当	50
										期末勤勉手当	△700
								4. 共済費	△780	職員共済組合負担金	△800
										職員共済組合事務費	20
計	147,358	△2,780	144,578				△2,780				

（款）10. 総務費　　（項）30. 監査委員費

5. 監査委員費	21,751	6,420	28,171				6,420	2. 給料	3,500	一般職 3,500
								3. 職員手当等	1,800	住居手当 200
										通勤手当 100
										期末勤勉手当 1,500
								4. 共済費	1,120	職員共済組合負担金 1,100
										職員共済組合事務費 20
計	21,751	6,420	28,171				6,420			

（款）15. 民生費　　（項） 5. 社会福祉費

5. 社会福祉総務費	596,949	△8,322	588,627	477			△8,799	2. 給料	△6,400	一般職 △6,400
				県負				3. 職員手当等	△4,100	扶養手当 △400
				477						住居手当 △400
										通勤手当 200
										期末勤勉手当 △3,200
										児童手当 △300
								4. 共済費	△1,130	職員共済組合負担金 △1,200
										職員共済組合事務費 70
								7. 報償費	437	報償費 437
										民生児童委員会長謝礼 19
										民生児童委員副会長謝礼 57
										民生児童委員謝礼 361
								12. 委託料	2,231	委託料 2,231
										システム改修業務委託料 2,231
								18. 負担金、補助及び交付金	40	補助金 40
										民生委員児童委員協議会連合会活動推進助成金 40
								19. 扶助費	600	扶助費 600
										身元引受のない者の葬祭費 600

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	市債	その他				
10. 老人福祉費	2,256,420	11,828	2,268,248	7,900 国補 7,900			3,928	1. 報酬	2,365	会計年度任用職員報酬（パートタイム） 2,365 介護支援専門員 2,365
								3. 職員手当等	544	期末勤勉手当 544
								4. 共済費	450	職員共済組合負担金 165 職員共済組合事務費 5 社会保険料 280
								8. 旅費	27	通勤費用弁償（パートタイム） 27
								18. 負担金、補助及び交付金	7,900	補助金 7,900 医療・福祉施設等支援給付金 7,900
								27. 繰出金	542	後期高齢者医療事業特別会計繰出金 542
20. 障害者福祉費	1,731,140	5,896	1,737,036	2,926 国補 2,926			2,970	12. 委託料	3,946	委託料 3,946 障害者福祉システム改修委託料 3,946
								18. 負担金、補助及び交付金	1,950	補助金 1,950 医療・福祉施設等支援給付金 1,950
25. 国民年金費	15,874	2,353	18,227				2,353	2. 給料	800	一般職 800
								3. 職員手当等	1,050	扶養手当 250 期末勤勉手当 800
								4. 共済費	503	職員共済組合負担金 500 職員共済組合事務費 3
計	4,627,938	11,755	4,639,693	11,303			452			

（款）15. 民生費　　（項）10. 児童福祉費

5. 児童福祉総務費	946,819	14,770	961,589	910 国補 910			13,860	2. 給料	7,000	一般職 7,000
								3. 職員手当等	4,300	扶養手当 1,300 期末勤勉手当 2,100 児童手当 900
								4. 共済費	2,560	職員共済組合負担金 2,500 職員共済組合事務費 60
								18. 負担金、補助及び交付金	910	補助金 910 医療・福祉施設等支援給付金 910
15. 保育所費	918,005	△2,875	915,130				△2,875	2. 給料	△2,000	一般職 △2,000
								3. 職員手当等	△850	扶養手当 300 住居手当 50 期末勤勉手当 △1,000 児童手当 △200
								4. 共済費	△395	職員共済組合負担金 △457 職員共済組合事務費 62
								8. 旅費	370	通勤費用弁償（パートタイム） 370
22. こども園費	995,508	△18,297	977,211				△18,297	2. 給料	△10,200	一般職 △10,200
								3. 職員手当等	△5,100	扶養手当 △200 住居手当 △300 期末勤勉手当 △4,300 児童手当 △300
								4. 共済費	△2,997	職員共済組合負担金 △3,000 職員共済組合事務費 3
25. 児童館費	32,759	3	32,762				3	4. 共済費	3	職員共済組合事務費 3
計	3,778,426	△6,399	3,772,027	910			△7,309			

（款）20. 衛生費　　（項） 5. 保健衛生費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	市債	その他					
5. 保健衛生総務費	544,263	△7,168	537,095	7,595 国補 7,595			△14,763	2. 給料	△7,000	一般職	△7,000
								3. 職員手当等	△5,600	扶養手当	△1,300
										通勤手当	△300
										期末勤勉手当	△3,200
										児童手当	△800
								4. 共済費	△2,196	職員共済組合負担金	△2,200
										職員共済組合事務費	4
								8. 旅費	33	通勤費用弁償（パートタイム）	33
								18. 負担金、補助及び交付金	7,595	補助金	7,595
										医療・福祉施設等支援給付金	7,595
20. 環境衛生費	118,519	2,400	120,919			2,400 基繰 2,400		18. 負担金、補助及び交付金	2,400	補助金	2,400
										スマートハウス等導入促進補助金	2,400
35. 保健施設費	5,429	22,990	28,419		20,600		2,390	10. 需用費	22,990	修繕費	22,990
計	1,093,642	18,222	1,111,864	7,595	20,600	2,400	△12,373				

（款）30. 農林水産業費　　（項） 5. 農業費

5. 農業委員会費	51,579	1,706	53,285				1,706	2. 給料	600	一般職	600
								3. 職員手当等	800	扶養手当	100
										住居手当	△200
										通勤手当	200
										期末勤勉手当	600
										児童手当	100
								4. 共済費	306	職員共済組合負担金	300
										職員共済組合事務費	6
10. 農業総務費	96,972	△980	95,992				△980	3. 職員手当等	△1,300	扶養手当	△700

										期末勤勉手当	△600
								4. 共　　済　　費	320	職員共済組合負担金	300
										職員共済組合事務費	20
計	599,012	726	599,738				726				

(款) 30. 農林水産業費　　(項) 15. 水産業費

5. 水産業振興費	6,359	990	7,349				990	12. 委　　託　　料	990	委託料	990
										計画策定業務等委託料	990
15. 漁港建設費	23,308	1	23,309				1	4. 共　　済　　費	1	職員共済組合事務費	1
計	35,491	991	36,482				991				

(款) 35. 商工費　　(項)　5. 商工費

5. 商工総務費	92,431	△9,493	82,938				△9,493	2. 給　　料	△5,300	一般職	△5,300
								3. 職員手当等	△2,800	通勤手当	200
										期末勤勉手当	△2,600
										児童手当	△400
								4. 共　　済　　費	△1,393	職員共済組合負担金	△1,400
										職員共済組合事務費	7
15. 観　光　費	637,893	4,230	642,123				4,230	10. 需　　用　　費	4,072	修繕費	4,072
								11. 役　　務　　費	158	手数料	158
										廃棄物処理手数料	158
20. 温　泉　費	16,872	1,904	18,776				1,904	10. 需　　用　　費	1,838	修繕費	1,838
								11. 役　　務　　費	66	手数料	66
										廃棄物処理手数料	66
計	937,006	△3,359	933,647				△3,359				

（款）40. 土木費　　（項） 5. 土木管理費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	市債	その他					
5. 土木総務費	216,032	△2,470	213,562				△2,470	2. 給料	△1,200	一般職	△1,200
								3. 職員手当等	△1,300	扶養手当	△300
										住居手当	△300
										通勤手当	100
										期末勤勉手当	△600
										児童手当	△200
								4. 共済費	30	職員共済組合事務費	30
計	216,032	△2,470	213,562				△2,470				

（款）40. 土木費　　（項）10. 道路橋梁費

15. 道路橋梁新設改良費	502,379	12,651	515,030	6,929 国補 6,929	4,600		1,122	3. 職員手当等	400	扶養手当	100
										期末勤勉手当	50
										児童手当	250
								4. 共済費	△249	職員共済組合負担金	△250
										職員共済組合事務費	1
								11. 役務費	1,000	手数料	1,000
										登記事務手数料	1,000
								12. 委託料	2,000	設計委託料	2,000
										国庫補助道路整備設計委託料	2,000
								14. 工事請負費	7,500	工事請負費	7,500
										国庫補助道路整備工事	
								16. 公有財産購入費	2,000	土地購入費	2,000
										国庫補助道路用地購入費	2,000
計	1,068,547	12,651	1,081,198	6,929	4,600		1,122				

（款）40. 土木費　　（項）20. 港湾費

10. 港湾建設費	41,975	1,501	43,476				1,501	2. 給料	900	一般職 900
								3. 職員手当等	350	住居手当 △200
										通勤手当 50
										期末勤勉手当 500
								4. 共済費	251	職員共済組合負担金 250
										職員共済組合事務費 1
計	50,614	1,501	52,115				1,501			

（款）40. 土木費　　（項）25. 都市計画費

5. 都市計画総務費	168,584	5,384	173,968			1,269	4,115	7. 報償費	100	報償費 100
						基繰				ファシリテーター謝礼 100
						1,269		12. 委託料	1,680	委託料 1,269
										施工監理等委託料 1,269
										設計委託料 411
										設計業務等委託料 411
								14. 工事請負費	3,604	工事請負費 3,604
										ＪＲ駅前施設整備工事
計	1,535,552	5,384	1,540,936			1,269	4,115			

（款）50. 教育費　　（項） 5. 教育総務費

10. 事務局費	254,072	12,689	266,761				12,689	2. 給料	5,400	一般職 5,400
								3. 職員手当等	5,669	扶養手当 400
										住居手当 800
										通勤手当 100
										管理職手当 510
										期末勤勉手当 2,500
										退職手当負担金 1,359
								4. 共済費	1,540	職員共済組合負担金 1,500

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	市債	その他					
										職員共済組合事務費	40
								18. 負担金、補助及び交付金	80	互助会負担金	50
										共済会助成金	30
15. 学校教育総務費	633,662	11,140	644,802		4,600	3,115	3,425	1. 報酬	2,512	会計年度任用職員報酬（パートタイム）	1,456
						基繰 3,115				小学校講師	1,456
										会計年度任用職員報酬（スポット）	1,056
										部活動指導員	1,056
								3. 職員手当等	668	期末勤勉手当	668
								4. 共済費	358	職員共済組合負担金	144
										職員共済組合事務費	4
										社会保険料	210
								7. 報償費	△1,056	報償費	△1,056
										部活動外部指導者謝礼	△1,056
								8. 旅費	343	費用弁償	△115
										通勤費用弁償（パートタイム）	343
										通勤費用弁償（スポット）	115
								12. 委託料	2,607	委託料	2,607
										機器導入業務委託料	2,607
								17. 備品購入費	5,708	庁用器具費	516
										事業用備品	516
										機械器具費	5,192
										電子黒板	5,192
計	891,100	23,829	914,929		4,600	3,115	16,114				

（款）50. 教育費　　（項）10. 小学校費

5. 学校管理費	495,445	1,377	496,822			1,310	67	8. 旅費	67	通勤費用弁償（パートタイム） 67
						基繰		17. 備品購入費	1,310	庁用器具費 1,310
						1,310				庁用備品 1,310
10. 教育振興費	21,249	100	21,349			100		17. 備品購入費	100	図書購入費 100
						基繰				学校図書 100
						100				
15. 学校建設費	890,411	1,865	892,276				1,865	3. 職員手当等	1,760	扶養手当 450
										住居手当 20
										通勤手当 70
										期末勤勉手当 800
										児童手当 420
								4. 共済費	105	職員共済組合負担金 100
										職員共済組合事務費 5
計	1,407,105	3,342	1,410,447			1,410	1,932			

（款）50. 教育費　　（項）15. 中学校費

5. 学校管理費	84,159	500	84,659			500		17. 備品購入費	500	庁用器具費 500
						基繰				庁用備品 500
						500				
計	120,925	500	121,425			500				

（款）50. 教育費　　（項）20. 幼稚園費

5. 幼稚園管理費	379,768	△1,243	378,525				△1,243	2. 給料	△1,843	一般職 1,700
										会計年度任用職員（フルタイム）
										△3,543
								3. 職員手当等	639	扶養手当 150
										住居手当 1,000
										通勤手当 △66

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	市債	その他					
										時間外勤務手当	△272
										管理職手当	400
										期末勤勉手当	△573
								4. 共済費	△104	職員共済組合負担金	△132
										職員共済組合事務費	28
								8. 旅費	65	通勤費用弁償（パートタイム）	65
計	379,768	△1,243	378,525				△1,243				

（款）50. 教育費　　（項）30. 社会教育費

5. 社会教育総務費	154,300	5,654	159,954				5,654	2. 給料	3,300	一般職	3,300
								3. 職員手当等	470	扶養手当	△500
										住居手当	70
										管理職手当	400
										期末勤勉手当	1,100
										児童手当	△600
								4. 共済費	1,750	職員共済組合負担金	1,700
										職員共済組合事務費	50
								8. 旅費	134	通勤費用弁償（パートタイム）	134
10. 公民館費	83,547	413	83,960			413		17. 備品購入費	413	施設備品購入費	413
						基繰 413				施設用備品	413
15. 文化財保護費	87,805	521	88,326			443	78	10. 需用費	26	修繕費	26
						基繰 443		11. 役務費	52	通信運搬費	52
										回線使用料	52
								17. 備品購入費	443	施設備品購入費	443
										施設用備品	443

35. 資料館費	33,040	234	33,274			181 基繰 181	53	10. 需用費 11. 役務費 17. 備品購入費	28 25 181	修繕費 通信運搬費 回線使用料 施設備品購入費 施設用備品	28 25 25 181 181
40. 文化振興費	53,160	3,440	56,600			3,201 基繰 3,201	239	11. 役務費 17. 備品購入費	23 3,417	通信運搬費 回線使用料 施設備品購入費 施設用備品	23 23 3,417 3,417
計	499,464	10,262	509,726			4,238	6,024				

(款) 50. 教育費　　(項) 35. 保健体育費

8. 体育施設管理費	24,976	2,237	27,213			1,837 基繰 1,837	400	17. 備品購入費	2,237	施設備品購入費 施設用備品	2,237 2,237
45. 学校給食費	2,917,415	9,131	2,926,546				9,131	2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	5,000 2,430 1,701	一般職 通勤手当 管理職手当 期末勤勉手当 職員共済組合負担金 職員共済組合事務費	5,000 110 220 2,100 1,680 21
計	3,021,157	11,368	3,032,525			1,837	9,531				

(款) 55. 災害復旧費　　(項) 5. 農林水産業施設災害復旧費

5. 農業施設災害復旧費	1,863	2,999	4,862				2,999	14. 工事請負費	2,999	工事請負費 農地・農業施設災害復旧工事	2,999
計	19,637	2,999	22,636				2,999				

（款）65. 諸支出金　　（項） 5. 基金費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	市債	その他				
3. 基金費	738,142	262,000	1,000,142				262,000	24. 積立金	262,000	積立金 262,000 財政調整基金積立金（元金） 262,000
計	738,142	262,000	1,000,142				262,000			

2．給　与　費　明　細　書

1．特　別　職　　（単位:千円）

区　　分		職員数(人)	給　　与　　費						共 済 費	合　計	備　考
			報　酬	給　料	期末手当 年間支給率（月分）		その他の 手　当	計			
補正後	長　等	3		26,520	9,282	3.50	6,763	42,565	1,757	44,322	
	議　員	20	99,965		34,986	3.50		134,951	24,664	159,615	
	その他の 特別職	1,554	102,828					102,828		102,828	
	計	1,577	202,793	26,520	44,268		6,763	280,344	26,421	306,765	
補正前	長　等	3		26,520	9,282	3.50	6,763	42,565	1,754	44,319	
	議　員	20	99,965		34,986	3.50		134,951	24,664	159,615	
	その他の 特別職	1,554	102,828					102,828		102,828	
	計	1,577	202,793	26,520	44,268		6,763	280,344	26,418	306,762	
比 較	長　等								3	3	
	議　員										
	その他の 特別職										
	計								3	3	

2．一　般　職

（1）総　括

（単位：千円）

区　分	職員数(人)	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
補　正　後	374 / (460)	920,189	1,551,859	1,393,438	3,865,486	703,115	4,568,601	
補　正　前	384 / (451)	911,574	1,608,902	1,413,382	3,933,858	713,435	4,647,293	
比　較	△ 10 / (9)	8,615	△ 57,043	△ 19,944	△ 68,372	△ 10,320	△ 78,692	

※　職員数欄の(　)内は、短時間勤務職員について外書き

（単位：千円）

	区　分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	退職手当負担金	地域手当	備　考
職員手当の内訳	補　正　後	37,760	17,078	26,920	120,811	386	25,878	976,626	24,185	1,220	162,265	309	
	補　正　前	36,910	16,588	26,806	121,083	386	24,348	996,511	23,715	1,220	165,606	209	
	比　較	850	490	114	△ 272		1,530	△ 19,885	470		△ 3,341	100	

ア　会計年度任用職員以外の職員

（単位：千円）

区　分	職員数(人)	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
補　正　後	374 / (7)		1,551,859	1,066,325	2,618,184	502,339	3,120,523	
補　正　前	383 / (7)		1,605,359	1,086,555	2,691,914	513,268	3,205,182	
比　較	△ 9 /		△ 53,500	△ 20,230	△ 73,730	△ 10,929	△ 84,659	

※　職員数欄の(　)内は、短時間勤務職員について外書き

（単位：千円）

	区　分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	退職手当負担金	地域手当	備　考
職員手当の内訳	補　正　後	37,760	17,078	26,920	120,811	386	25,878	649,513	24,185	1,220	162,265	309	
	補　正　前	36,910	16,588	26,740	120,811	386	24,348	670,363	23,715	1,220	165,265	209	
	比　較	850	490	180			1,530	△ 20,850	470		△ 3,000	100	

イ　会計年度任用職員

（単位：千円）

区　分	職員数(人)	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
補　正　後	/ (453)	920,189		327,113	1,247,302	200,776	1,448,078	
補　正　前	1 / (444)	911,574	3,543	326,827	1,241,944	200,167	1,442,111	
比　較	△ 1 / (9)	8,615	△ 3,543	286	5,358	609	5,967	

※　職員数欄の(　)内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

（単位：千円）

	区　分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	退職手当負担金	地域手当	備　考
職員手当の内訳	補　正　後							327,113					
	補　正　前			66	272			326,148			341		
	比　較			△ 66	△ 272			965			△ 341		

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

（単位：千円）

区　分	増減額	増減事由別内訳		説　明	備　考
給　料	△ 57,043	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 57,043	職員構成の変動及び育児休業等に伴う減	
職員手当	△ 19,944	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 19,944	職員構成の変動及び育児休業等に伴う減	

３．地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正分）

（単位：千円）

区　　分	補　　正　　前			補　　正　　後		
	当該年度中の増減見込額		当該年度末現在高見込額	当該年度中の増減見込額		当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額		当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
１．普　通　債	4,626,000	2,857,155	16,490,554	4,655,800	2,857,155	16,520,354
（１）土　　木	691,100	492,379	3,295,101	695,700	492,379	3,299,701
（２）農林水産	116,300	86,747	602,823	116,300	86,747	602,823
（３）教　　育	2,870,200	646,354	5,337,026	2,874,800	646,354	5,341,626
（４）公営住宅	65,600	46,097	233,281	65,600	46,097	233,281
（５）ＣＡＴＶ						
（６）そ の 他	882,800	1,585,578	7,022,323	903,400	1,585,578	7,042,923
２．災害復旧債		1,100	2,750		1,100	2,750
（１）土　　木		1,100	2,750		1,100	2,750
（２）農林水産						
（３）そ の 他						
合　　計	4,626,000	2,858,255	16,493,304	4,655,800	2,858,255	16,523,104

議案第４７号

令和８年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第２号）について

令和８年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和８年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

第１表　　歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和８年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

令和８年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５４２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，１７７，２２７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（ 歳　　入 ）　　（単位：千円）

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15. 繰 入 金		315,249	542	315,791
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	315,249	542	315,791
歳 入 合 計		1,176,685	542	1,177,227

（ 歳　　出 ）　　（単位：千円）

款	項	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
10. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,165,068	542	1,165,610
	5. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,165,068	542	1,165,610
歳　　出　　合　　計		1,176,685	542	1,177,227

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）に関する説明書

１．歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

１．歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１．総　括

（ 歳　入 ）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
15. 繰　　入　　金	315,249	542	315,791
歳　　入　　合　　計	1,176,685	542	1,177,227

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
10. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,165,068	542	1,165,610				542
歳出合計	1,176,685	542	1,177,227				542

２．歳　入

（款）15. 繰入金　　（項）　5. 一般会計繰入金　　（単位　：　千円）

目	補　正　前	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
5. 事　務　費　繰　入　金	52,792	542	53,334	5. 事 務 費 繰 入 金	542	事務費繰入金　542
計	315,249	542	315,791			

３．歳　出

（款）10. 後期高齢者医療広域連合納付金　　（項）　5. 後期高齢者医療広域連合納付金　　（単位　：　千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	市債	その他				
5. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,165,068	542	1,165,610				542	18. 負担金、補助及び交付金	542	負担金　542 共通経費　542
計	1,165,068	542	1,165,610				542			

議案第４８号

令和８年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
について

令和８年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和８年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

第１表　　歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和８年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６２，７７０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，５０６，７７０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（ 歳　　入 ）　　（単位：千円）

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		1,534,736	927	1,535,663
	10. 国 庫 補 助 金	422,536	927	423,463
25. 県 支 出 金		893,567	614	894,181
	10. 県 補 助 金	23,267	614	23,881
40. 繰 越 金		7,846	61,229	69,075
	5. 繰 越 金	7,846	61,229	69,075
歳 入 合 計		6,444,000	62,770	6,506,770

（ 歳　　出 ）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
30. 諸支出金		16,308	62,770	79,078
	5. 償還金及び還付加算金	2,145	62,770	64,915
歳出合計		6,444,000	62,770	6,506,770

介護保険事業特別会計補正予算（第１号）に関する説明書

１．歳入歳出補正予算事項別明細書

１．歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１．総　括

（ 歳　入 ）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
15. 国　庫　支　出　金	1,534,736	927	1,535,663
25. 県　支　出　金	893,567	614	894,181
40. 繰　越　金	7,846	61,229	69,075
歳　入　合　計	6,444,000	62,770	6,506,770

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
30. 諸支出金	16,308	62,770	79,078				62,770
歳出合計	6,444,000	62,770	6,506,770				62,770

２．歳　入

（款）15．国庫支出金　　（項）10．国庫補助金　　（単位　：　千円）

目	補　正　前	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
10．地域支援事業交付金	46,535	927	47,462	10．過　年　度　分	927	過年度分　927
計	422,536	927	423,463			

（款）25．県支出金　　（項）10．県補助金

5．地域支援事業県交付金	23,267	614	23,881	10．過　年　度　分	614	過年度分　614
計	23,267	614	23,881			

（款）40．繰越金　　（項）　5．繰越金

5．繰　　越　　金	7,846	61,229	69,075	5．繰　　越　　金	61,229	繰越金　61,229
計	7,846	61,229	69,075			

３．歳　出

（款）30．諸支出金　　（項）　5．償還金及び還付加算金　　（単位　：　千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	市債	その他				
10．償還金	8	62,770	62,778				62,770	22．償還金、利子及び割引料	62,770	返還金　62,770 国庫介護給付費負担金返還金　29,146 支払基金交付金返還金　6,041 県介護給付費負担金返還金　25,056 支払基金地域支援事業支援交付金返還金　2,527
計	2,145	62,770	64,915				62,770			

議案第４９号

さぬき市ふれあい会館条例の廃止について

さぬき市ふれあい会館条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

さぬき市ふれあい会館条例を廃止する条例

さぬき市ふれあい会館条例（平成１４年さぬき市条例第１０６号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５０号

さぬき市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

さぬき市認可地縁団体印鑑条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

さぬき市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

さぬき市認可地縁団体印鑑条例（平成１４年さぬき市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第１９条第１項第１号」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第４条第１項中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第５１号

さぬき市文化資料展示館条例の一部改正について

さぬき市文化資料展示館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

さぬき市文化資料展示館条例の一部を改正する条例

さぬき市文化資料展示館条例（平成１４年さぬき市条例第８７号）の一部を次のように改正する。

別表講座室の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、使用の許可を受けた講座室の使用料については、なお従前の例による。

議案第５２号

さぬき市児童館条例の一部改正について

さぬき市児童館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

さぬき市児童館条例の一部を改正する条例

さぬき市児童館条例（平成１４年さぬき市条例第１１０号）の一部を次のように改正する。

第２条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 名称　造田児童館

(2) 位置　さぬき市造田野間田６９３番地８

別表中

「

長尾児童館 造田児童館

」を「

造田児童館

」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第５３号

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部改正について

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さぬき市放課後児童クラブ条例（平成１４年さぬき市条例第１１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中「さぬき市長尾東９１４番地１」を「さぬき市長尾東９０１番地１」に改め、同条第２項の表に次のように加える。

長尾放課後児童クラブ専用施設	さぬき市長尾東９０１番地１

別表第２中「追加する」を「加算する」に改め、同表に次のように加える。

長尾放課後児童クラブ専用施設	各室１時間当たり	５００	冷暖房を使用したときは、５００円を加算する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第５４号

さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例等の
一部改正について

さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

（さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正）

第１条　さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例（平成１４年さぬき市条例第１１３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「による社会保険診療報酬支払基金」を「による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正）

第２条　さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例（平成１４年さぬき市条例第１２２号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「による社会保険診療報酬支払基金」を「による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正）

第３条　さぬき市子ども医療費の支給に関する条例（平成２５年さぬき市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「による社会保険診療報酬支払基金」を「による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第５５号

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びさぬき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びさぬき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びさぬき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年さぬき市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（さぬき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　さぬき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年さぬき市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）の施行の日から施行する。

議案第５６号

さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に
生きる社会づくり条例の一部改正について

さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例の一部を改正する条例

さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例（平成３１年さぬき市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第６条中「、障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じた合理的配慮の提供に努めるとともに」を削る。

第１３条を第１４条とし、第９条から第１２条までを１条ずつ繰り下げ、第８条の次に次の１条を加える。

（合理的配慮の提供）

第９条　市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、合理的配慮を提供しなければならない。

２　事業者は、その事業を行うに当たり、障害者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、合理的配慮を提供しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５７号

さぬき市保健センター条例の一部改正について

さぬき市保健センター条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

さぬき市保健センター条例の一部を改正する条例

さぬき市保健センター条例（平成１４年さぬき市条例第１３２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表大川保健センターの項及び長尾保健センターの項を削る。

第１０条第１項中「前納」を「納付」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第５８号

さぬき市大串自然公園条例の一部改正について

さぬき市大串自然公園条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年９月１０日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

さぬき市大串自然公園条例の一部を改正する条例

さぬき市大串自然公園条例（令和６年さぬき市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項に次の１号を加える。

(8) 大串半島宿泊施設

第７条第１項中「及び」を「、」に改め、「第３号」の次に「及び第８号」を加える。

第８条第１項中「使用料を」を「有料施設ごとの区分に応じ、同表に定める額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加えた額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料として」に改める。

第１７条第２項中「使用料の額」を「有料施設ごとの区分に応じ、同表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

別表の２の表中「使用料」を「金額」に改め、同表備考第７項を次のように改める。

７　コテージの使用において、次に掲げる日は、１泊につき、この表に定める額に１００分の２０を乗じて得た額を上限として加算することができる。

(1) ４月２８日から５月５日までの日

(2) ７月２０日から８月３１日までの日

(3) １２月２８日から翌年１月５日までの日

別表の２の表の次に次の表を加える。

３　大串半島宿泊施設

区分		金額
宿泊室（２人部屋）	土曜日及び休日の前日	１泊につき　２１，０００円
	金曜日、日曜日及び休日（土曜日又は休日の前日を除く。）	１泊につき　１８，０００円
	平日（金曜日又は休日の前日を除く。）	１泊につき　１６，０００円
宿泊室（４人部屋）	土曜日及び休日の前日	１泊につき　３０，０００円

	金曜日、日曜日及び休日（土曜日又は休日の前日を除く。）	１泊につき　２４，０００円
	平日（金曜日又は休日の前日を除く。）	１泊につき　２０，０００円
１棟（１２人まで）	土曜日及び休日の前日	１泊につき　１０２，０００円
	金曜日、日曜日及び休日（土曜日又は休日の前日を除く。）	１泊につき　８４，０００円
	平日（金曜日又は休日の前日を除く。）	１泊につき　７２，０００円
附属設備及び備品類		規則で定める額

備考

１　宿泊室及び１棟の使用において定員を超えるときは、超過する１人１泊につき、７，７００円以内の額を加算することができる。

２　宿泊室及び１棟の使用において、小学校就学前の者は使用者の人数に含めないものとし、その者の金額は無料とする。

３　使用を許可した時間を超過して使用した場合は、当該超過した１時間につき宿泊室においては３，３００円を、１棟においては１３，２００円を加えた額とする。

４　次に掲げる日は、１泊につき、この表に定める額に１００分の２０を乗じて得た額を上限として加算することができる。

(1)　４月２８日から５月５日までの日

(2)　７月２０日から８月３１日までの日

(3)　１２月２８日から翌年１月５日までの日

５　使用時間（第３項の超過時間を含む。）に１時間未満の端数が生じる場合は、その端数時間は、１時間とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年５月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　次項の規定　公布の日

(2)　別表の２の表の改正規定　令和８年１１月１日

（準備行為）

２　この条例によるさぬき市大串自然公園条例の改正に伴う同条例第１５条に規定する指定管理者の指定を行う場合における当該指定に係る手続その他この条例を

施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。